令和９年４月１日適用

都立学校図書館専門員の主な勤務条件

１　雇用について

（１）任期

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの１２カ月間です。

（２）公募によらない再度任用

公募によらない再度任用に、４回まで申し込むことができます。

※　令和１０年４月１日以降の任用を保証するものではありません。

（公募によらない再度任用は、雇用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。）

２　身分等について

・地方公務員法上の会計年度任用職員です。（**※　地方公務員法が適用されます。**）

・営利企業等に従事する場合は、任命権者へ届出を行う必要があります。

・地方公務員法等に定める分限・懲戒処分の対象になります。

・地方公務員法第 49 条の２に基づき、不利益処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができます。（条件付採用期間中の場合を除く。）。

・勤務時間などに関し、人事委員会に対して適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

・地方公務員法第 22 条の２第７項に基づき、１月の条件付採用とします。

３　勤務について

（１）勤務日

一月当たりの勤務日数は１１日以上で、上記任用期間中の総勤務日数は**１９２日**です。

休日は、土日、祝日、年末年始（ただし、学校行事等により勤務がある場合を除く。）です。

※　配属される学校によっては、勤務日が土曜日となる場合があります。

（２）勤務時間

原則、休憩時間を除いて１日**７時間４５分**です。

４　休暇等について

（１）年次有給休暇

任用時に、当該年度における在職する期間に応じ、年次有給休暇が付与されます。

４月１日付採用の場合、１年目は**１０日**です。

なお、現在東京都の常勤又は非常勤職員として勤務している場合、現在勤務している職と、都立学校図書館専門員の勤務が継続していると認められる場合は、付与日数を算定する際の任用年数が通算されます。

【年次有給休暇付与イメージ（４月１日採用の場合）】

任用年数	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目
付与日数	１０日	１１日	１２日	１４日	１６日	１８日	２０日

前年度に付与した日数のうち使用しなかった日数は、翌年度に限り繰り越すことができます。

（２）その他の休暇　〈別紙参照〉

〔有給の休暇〕

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

〔無給の休暇〕

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇

（３）休業制度（無給）　〈別紙参照〉

育児休業、部分休業

（４）欠勤等　〈別紙参照〉

（５）研修

配属校の校長が業務遂行上受講の必要性を認めた場合には、研修を受講することができます。

５　報酬について

月額２０８，１００円（改定される場合あり）です。

原則毎月１５日に支給します。

※　一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給します。

６　通勤費について

第二種報酬として、通勤費相当分を支給します（上限１５０，０００円/月）。

７　公務災害補償について

「労働者災害補償保険法」又は「東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、労働災害補償又は公務災害補償の対象とします。

８　健康診断について

常勤職員に準じて健康診断を実施します。

９　社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。

10　職務内容

（１）学校図書館の運営管理業務（開館・閉館、貸出・返却、利用者対応等）
（２）図書館資料の管理（資料整理、配架、蔵書点検、修理・補修等）
（３）施設・設備の維持管理（施設環境の維持、図書館管理システムの維持・管理等）
（４）図書館の利用促進（展示、選書・発注・除籍支援、統計調査等）
（５）各種資料作成
（６）その他、校長等から命じられた校務等

11　特記事項

・本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による

児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当職の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（休暇等について）

項目	概要	報酬	取得期間等
【年次有給休暇以外の休暇】			
病気休暇	疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	有給 ※一部無給	療養に必要な最低限の期間 ※原則として91日目から病気休職
公民権行使等休暇	定められた勤務時間において、選挙権等を行使するための休暇	有給	・必要と認められる時間について取得を認める。
慶弔休暇	結婚、忌引等で勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	有給	・常勤職員の例により、結婚は引き続く7日以内、忌引等は引き続く10日以内の取得を認める。
災害休暇	地震、水害、火災その他の災害時において、職員の現住居の復旧作業等又は水、食料等の確保のため勤務しないことが相当と認められるときの休暇	有給	・現住居が滅失若しくは損壊した日又は生活に必要な水、食料等が著しく不足することとなった日から起算して7日以内の取得を認める。
夏季休暇	夏季期間に心身の健康維持等のため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	有給	・3日以内の取得を認める。
妊娠出産休暇	妊娠中及び出産後の職員の休養のための休暇	有給	・妊娠中及び出産後を通じて引き続く16週間（多胎の場合は24週間）以内の取得を認める。
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後1年を経過しない職員が医師等の健康診査等を受けるための休暇	有給	・妊娠中に9回及び出産後に1回又は妊娠中に10回の範囲内で必要と認められる時間について取得を認める。
妊婦通勤時間	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、健康維持等を阻害するおそれがあるときに、混雑を避けるための休暇	有給	・原則として、定められた勤務時間の始め又は終わりに60分を超えない範囲内で取得を認める。 ・ただし、1日の勤務時間が4時間以下の日は、30分を超えない範囲内で取得を認める。
出産支援休暇	職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇	有給	・出産の直前又は出産の日の翌日から起算して2週間の範囲内で2日以内の取得を認める。 ・時間単位での取得を認める。
育児参加休暇	職員が、その配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇	有給	・出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内で、5日以内の取得を認める。 ・職員又はその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は16週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内で5日以内の取得を認める。 ・時間単位での取得を認める。
妊娠症状対応休暇	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合における休養としての休暇	無給	・一回の妊娠について、十日以内で承認する。 ・時間単位での取得を認める。
育児時間	生後1年6月に達しない生児を育てるための休暇	無給	・原則として、1日2回それぞれ45分以内の取得を認める。
子どもの看護等休暇	子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	無給	・中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に5日（子が複数の場合は10日）以内の取得を認める。 ・時間単位での取得を認める。
健康管理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇	無給	・必要と認められる期間の取得を認める。
短期の介護休暇	疾病、負傷等により日常生活を営むことに支障がある配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等（2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。）の介護等をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	無給	・5日（要介護者が複数の場合は10日）以内の取得を認める。 ・時間単位での取得を認める。

介護休暇	疾病、負傷等により日常生活を営むことに支障がある配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等（2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	無給	・2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する1年の期間内において、必要と認められる期間及び回数について取得を認める。 ・ただし、次のいずれにも該当する場合に限る。 ① 開始予定日から93日を経過する日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない。 ② 週の所定勤務日数が3日以上又は1年間の所定勤務日数が121日（月当たり換算11日）以上 ・1年の期間経過後であっても、当該年度末までの期間に限り、更に2回まで承認可能とする。ただし、合算して最大365日とする。 ・時間単位での取得を認める。
介護時間	疾病、負傷等により日常生活を営むことに支障がある配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等（2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。）の介護をするため、公務運営に支障のない範囲で、1日の勤務時間の一部を勤務しない休暇	無給	・東京都の会計年度任用の職にあって、必要と認められる期間内において、1日2時間（1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間）以内の取得を認める。 ・ただし、1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある場合に限る。 ・介護休暇の取得期間中においては、介護時間の取得は不可とする。 ・30分を単位とし、部分休業、育児時間又は子育て部分休暇と同日に利用する場合は、1日につき合計で2時間の取得を限度とする。
子育て部分休暇	小学校第三学年までの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しない休暇 ※部分休業を取得することができる職員を除く	無給	・小学校第三学年までの子を養育する場合において、あらかじめ以下のパターンから選択可。 ① 1日2時間以内（30分単位） ② 年度ごとに1日当たりの勤務時間に10を乗じた時間 ・ただし、1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある場合に限る。
【休業制度】			
育児休業	子を養育するための休業	無給	・子が1歳（一定の場合は2歳）に達する日まで取得を認める。 ・ただし、子が1歳6か月に達する日までの間に、その任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者に限る。 （産後パパ育休） ・育児休業とは別に、2回まで取得可能 ・ただし、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者に限る。
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しない休業	無給	・小学校就学前の子を養育する場合、あらかじめ以下のパターンから選択可。 ① 1日2時間以内（30分単位） ② 年度ごとに1日当たりの勤務時間に10 を乗じた時間 ・ただし、1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある場合に限る。
【欠勤等】			
感染症予防	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限等	有給	その都度必要な日又は時間
災害交通遮断	風、水、震、火災その他の非常災害による交通遮断	有給	その都度必要な日又は時間
事故欠勤	交通機関の事故等の不可抗力による欠勤	有給	その都度必要な日又は時間
学校の業務停止	学校運営上の必要に基づく業務の全部又は一部の停止 ※台風の襲来等による事故発生及びその防止のための措置等を含む。 ※長期休業期間中等の学校閉庁日は該当しない。	有給	その都度必要な日又は時間

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。